

## 監事監査報告書

令和7年5月16日

学校法人 藤田学院

理 事 会 御 中

評 議 員 会 御 中

学校法人 藤田学院

常勤監事

高 木 新 一 

監 事

曾 我 紀 厚 

監 事

白 石 由 美 子 

私たち学校法人藤田学院の監事は、私立学校法第37条第3項及び学校法人藤田学院寄附行為第14条の規定に基づいて同法人の令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）における学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行いました。その結果につき下記の通り報告いたします。

### 1. 監査方法の概要

私たち監事は、監査にあたり理事会及び評議員会に出席し、理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、大手前監査法人から私立学校振興助成法に基づく監査の状況について説明を聴取するなど、本学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について意見を述べるにあたり必要と認めた監査手続きを実施しました。

### 2. 監査の結果

- (1) 学校法人の業務に関する決定及び執行は適切であり、また財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する事実は認められません。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、事業報告書、資金収支計算書（人件費支出内訳表を含む。）、事業活動収支計算書、貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。）及び財産目録の記載と合致し、適法かつ正確に法人の収支の状況及び財政状況を示しているものと認めます。
- (3) 理事の業務執行は適切であり、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する事実は認められません。

以上